

会 議 案 第 3 号

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年3月25日

大 津 市 議 会 議 長  
草 野 聖 地 様

提 出 者 議会運営委員会委員長  
八 田 憲 児

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例

大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(会議の開催方法の特例)</p> <p>第14条の2 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>(出席の特例)</p> <p>第14条の3 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>(秩序保持に関する措置等)</p> <p>第46条 委員長は、委員会において法、この条例又は大津市議会委員会規程に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。</p> <p>2～4 一略一</p>	<p>(会議の開催方法の特例)</p> <p>第14条の2 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p><u>3 オンライン会議システムにより開催された会議に参加した委員については、当該会議に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p>(出席の特例)</p> <p>第14条の3 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p><u>3 オンライン会議システムにより会議に参加した委員については、当該会議に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p>(秩序保持に関する措置等)</p> <p>第46条 委員長は、委員会において法又はこの条例（これに基づく規程を含む。第54条及び第55条において「条例等」という。）に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。</p> <p>2～4 一略一</p> <p><u>(電子情報処理組織による通知等)</u></p> <p>第54条 委員会又は委員長（以下この条及び次条第1項において「委員会等」という。）に対して行われる通知のうち条例等の規定において文書その他文字、図形その他の人の</p>

知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関する条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（委員会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 委員会等が行う通知のうち条例等の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関する条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関する条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関する条例等の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

5 委員会等に対して行われ、又は委員会等が行う通知のうち当該通知に関する条例等の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 委員会等に対して通知を行い、又は委員会等から通知を受ける者について対面により本人であることを確認すべき事情がある場合、委員会等に対して行われ、又は委員会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第55条 条例等の規定において委員会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されてい

<p>(その他)</p> <p>第54条 一略一</p>	<p><u>るものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する条例等の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第56条 一略一</p>
------------------------------	---

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の改正を踏まえて議会における手続等のオンライン化等の方法を定めるため、所要の改正を行うもの